

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和 7 年 7 月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和 7 年 7 月 2 5 日（金曜日）午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 1 5 分 2 開催場所 守谷市役所 全員協議会室 3 教育長及び各委員の出欠状況 5 名出席（奈幡正教育長、河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、 辺見芳宏委員、萩谷直美委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数 7 名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 直井 健治 次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 藤沼 重信 教育指導課長 鈴木 優子 給食センター長 松井 貫太 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1 名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （議決） （1）議案第 4 3 号 専決処分事項の承認について （2）議案第 4 4 号 専決処分事項の承認について （3）議案第 4 5 号 非公開 （4）議案第 4 6 号 非公開 【協議事項】 （1）協議第 4 号 守谷市立高野小学校校舎の一部用途変更（生涯学 習施設への転用について 【報告事項】 無し
4	今後の状況	次回の定例教育委員会は、令和 7 年 8 月 2 5 日（月曜日）午後 1 時 3 0 分から開催予定

令和7年7月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和7年7月25日（金）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

守教委発第391号
令和7年7月16日

椎名 和良 様

守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

令和7年7月教育委員会定例会の開催について

このことについて、下記のとおり教育委員会の会議を開催しますので、ご出席くださるようお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和7年7月25日（金）
午後1時30分から
- 2 場 所 守谷市役所議会棟 全員協議会室
- 3 議決事項
議案第 43 号 専決処分事項の承認について
議案第 44 号 専決処分事項の承認について
議案第 45 号 非公開
議案第 46 号 非公開
- 4 協議事項
協議第 4 号 守谷市立高野小学校校舎の一部用途変更（生涯学習施設への転用）について
- 5 報告事項
無し
- 6 その他

議案第 4 3 号

専決処分事項の承認について

守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会委員の委嘱について、守谷市教育委員会事務専決規程（平成 2 年守谷町教育委員会規程第 5 号）第 2 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 7 月 2 5 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 奈 幡 正
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会委員の委嘱について、令和 7 年 7 月 7 日付けで委嘱する必要が生じたため、専決処分を行ったものです。

議 案	頁 数
43号	1

専 決 処 分 書

守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会委員の委嘱について、守谷市教育委員会事務専決規程（平成2年守谷町教育委員会規程第5号）第2条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月7日

守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 奈 幡 正

守谷市教育委員会は、守谷市通学区域地域検討部会設置要綱（令和7年教育委員会告示第2号）第3条に基づき、守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会委員に次の者を委嘱する。

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 氏 名 | 鯨井 ^{くじらい} 秀規 ^{ひでき} （原本町代表） |
| 2 | 委 嘱 日 | 令和7年7月7日 |
| 3 | 委嘱期間 | 令和7年7月7日から
令和9年3月31日まで |
| 4 | 備 考 | 守谷市通学区域地域検討部会設置要綱第3条第2
項第4号（その他教育委員会が必要と認めた者） |

議案第44号

専決処分事項の承認について

守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会委員の委嘱について、守谷市教育委員会事務専決規程（平成2年守谷町教育委員会規程第5号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 7 月 2 5 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 奈 幡 正
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会委員の委嘱について、令和7年7月15日付けで委嘱する必要が生じたため、専決処分を行ったものです。

議案	頁数
44号	1

専 決 処 分 書

守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会委員の委嘱について、守谷市教育委員会事務専決規程（平成2年守谷町教育委員会規程第5号）第2条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月15日

守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 奈 幡 正

守谷市教育委員会は、守谷市通学区域地域検討部会設置要綱（令和7年教育委員会告示第2号）第3条に基づき、守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会委員に次の者を委嘱する。

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 氏 名 | <small>めいあらし</small> 明 嵐 <small>くみこ</small> 久美子（ひがし野町内会班長） |
| 2 | 委 嘱 日 | 令和7年7月15日 |
| 3 | 委嘱期間 | 令和7年7月15日から
令和9年3月31日まで |
| 4 | 備 考 | 守谷市通学区域地域検討部会設置要綱第3条第2
項第4号（その他教育委員会が必要と認めた者） |

守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会 委員名簿

任期：通学区域審議会に結果報告する日まで

No	区分	所属団体	氏名	備考
1	当該校PTA役員	黒内小学校PTA会長	よしだ 吉田 あゆみ	
2		黒内小学校PTA本部役員	あらぎ たつき 荒木 達樹	
3	学校の運営に資する活動を行う者	学校運営協力員	かたぎり たけみ 片桐 武美	
4		学校運営協力員	ほりごめ やすこ 堀込 安子	
5	当該校長	黒内小学校校長	ふるはし まさふみ 古橋 雅文	
6	その他委員会が必要と認めた者	国立大学法人筑波大学人間系教授	ふじい ほだか 藤井 穂高	教育基礎学専攻
7		守谷中学校校長	いけだ やすし 池田 恭	
8		土塔新山町内会	まつみ さちこ 松見 佐知子	
9		土塔本町町内会	わたなべ かよこ 渡辺 嘉代子	
10		原本町町内会	くじらい ひでのり 鯨井 秀規	
11		ひがし野町内会	めいあらし くみこ 明嵐 久美子	
12		ひがし野四丁目自治会	あまの さおり 天野 早織	

※敬称略

協議第4号

守谷市立高野小学校校舎の一部用途変更（生涯学習施設への転用）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、市民の生涯にわたる学習活動の推進及び芸術文化の振興並びに市民相互の交流の促進を図るとともに、市民文化の発展に資するため、守谷市立高野小学校（C棟1・2階）の余裕教室を転用し、「守谷市文化・地域交流スペース」を開設することについて協議を求める。

添付資料

- ・守谷市立高野小学校校舎の一部用途変更（生涯学習施設への転用）【概要】
- ・高野小学校（C棟1-2階）転用（学校→生涯学習施設）案【別紙1】
- ・アーカススタジオ移転後の「もりや学びの里」施設概要（予定）【別紙2】
- ・守谷市文化・地域交流スペースの設置及び管理に関する条例（案）【別紙3】

令和7年 7 月 2 5 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 奈 幡 正

協 議	頁 数
4 号	1

守谷市立高野小学校校舎の一部用途変更（生涯学習施設への転用）【概要】

1 目的

市民の生涯にわたる学習活動の推進及び芸術文化の振興並びに市民相互の交流の促進を図るとともに、市民文化の発展に資するため、守谷市立高野小学校C棟1・2階の余裕教室を転用し『守谷市文化・地域交流スペース』を開設するものです。

2 主な内容

(1) 文化・地域交流スペースの場所

守谷市高野1342番地 守谷市立高野小学校内

(2) 設置施設（【別紙1】参照）

① C棟1階コンピュータ室・図書室 → 地域交流ルーム2室

※ 地域交流ルーム1は、条例及び施行規則に沿って貸出

地域交流ルーム2は、児童クラブ優先使用（図書室はB棟1階に移設）

② C棟2階会議室・多目的室3室 → レジデンスルーム4室

※ レジデンスルーム1～4は、アーカススタジオ優先使用（アーティスト不在時は貸出）

(3) 施設使用料（他施設と整合）

使用区分	単位	金額	根拠
地域交流ルーム1・2	1室につき1時間当たり	200円	郷州公民館・集会室と同じ
レジデンスルーム1～4	1室につき1日当たり	1,200円	学びの里・創作工芸室と同じ

- ・ 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として算定する。
- ・ 制作等の期間のレジデンスルームの使用は、1日当たり12時間を超えないものとする。
- ・ レジデンスルームの連続使用可能日数は15日とする。
- ・ レジデンスルームを制作等で使用していない期間は、生涯学習及び地域活動等で使用できるものとし、1室につき1時間当たりの使用料を100円とする。

(4) 使用者の範囲（条例施行規則で規定）

① 市内に在住・在勤・在学する者

※ 守谷市立けやき台中学校区在住者は使用料免除

② その他、適当と認めた者

※ アーカススタジオ移転後のもりや学びの里の概要については、【別紙2】参照

3 開設までのスケジュール

- ・ 令和7年7月14日 政策経営会議 決定
- ・ 令和7年7月25日 7月定例教育委員会 協議・意見聴取
- ・ 令和7年8月25日 8月定例教育委員会 設置管理条例（【別紙3】参照）9月定例月議会
議案上程に関する協議
- ・ 令和7年9月1日 守谷市議会9月定例月議会「設置管理条例」上程
※ 施設改修費予算同時計上（補正予算）

建築確認申請 ⇒ 用途変更（学校→生涯学習施設）⇒ 施設改修

- ・ 令和7年10月以降 定例教育委員会「設置管理条例施行規則」上程
- ・ 令和8年4月1日 設置管理条例、条例施行規則施行

高野小学校（C棟1-2階）転用（学校→生涯学習施設）案

転用エリア

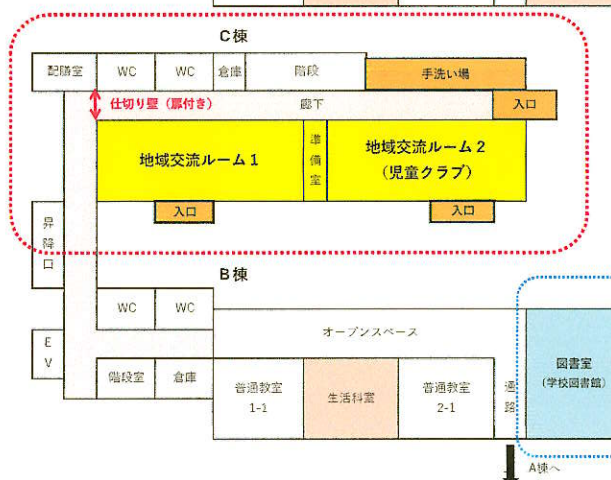
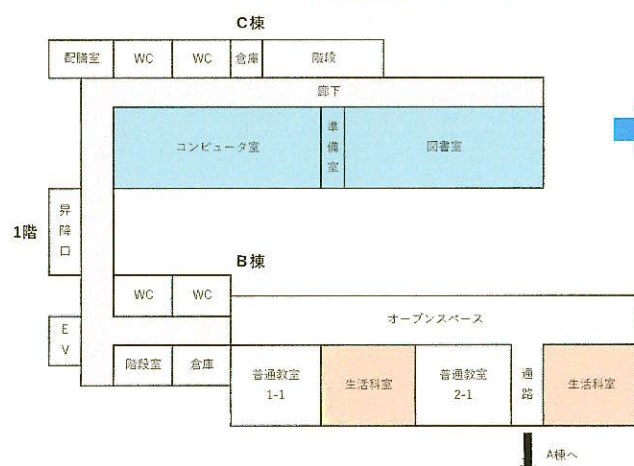
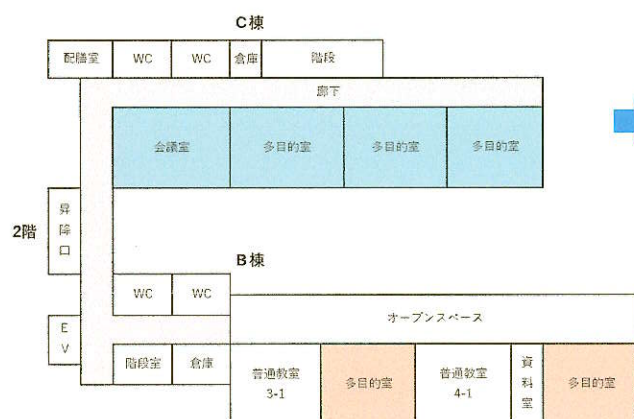
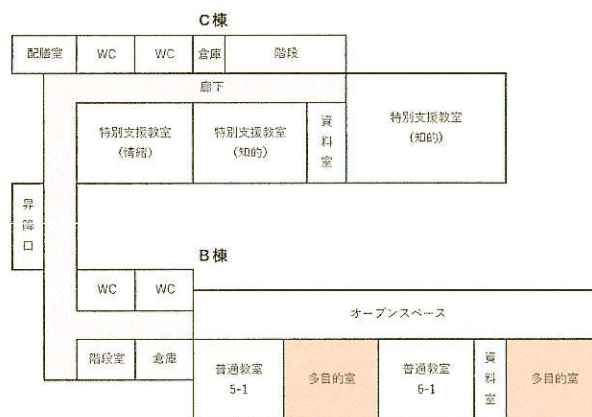
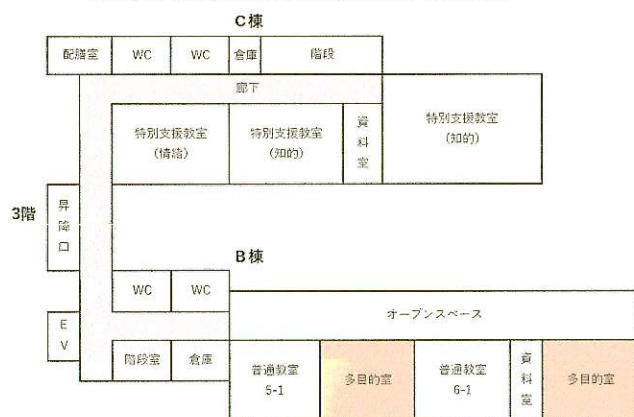
【転用前】

区分	普通教室	特別支援教室	特別教室
保有教室数	16	3	2
使用教室数	6	3	1
差引	10	0	1

*普通教室数＝普通教室に転用可能な会議室、多目的室、生活科室含む

【転用後】

区分	普通教室	特別支援教室	特別教室
保有教室数	11	3	1
使用教室数	6	3	1
差引	5	0	0



◎主な目的・効果

1. アークスタジオの移転（レジデンスルーム優先使用）

アークプロジェクトの活動拠点を、多数の余裕教室がある高野小学校に移転することで、芸術家と児童との交流が生まれ、児童にとって豊かな創造力や想像力・思考力などが身につくほか、学習指導要領の基本方針として位置付けられている「特色ある学校づくり」につながる。

2. 地域交流ルームの設置

学校施設を地域住民に開放することで、地域住民との交流を深める。

3. 児童クラブ室の設置（地域交流ルーム優先使用）

老朽化により改修・更新を要する専用棟にかわり、校舎内に児童クラブ室として使用できる部屋を設けることで、今後想定している専用棟の改修・更新費用を抑える。

4. 学校図書館の移設

普通教室に近い棟（C棟→B棟）に移設し子どもたちがより本に親しめる環境を整備することで、貸出数、読書冊数の向上を目指す。

アーカススタジオ移転後の「もりや学びの里」施設概要（予定）

◇目的

令和8年度からもりや学びの里を拠点に、本市の福祉事業（社会福祉協議会の事業拡大）を展開させるため、現在の使用団体（県事業「アーカスプロジェクト」）を余裕教室のある高野小学校に移転する。

芸術文化活動を展開するアーカスを、高野小学校に移転することで、芸術家と児童との交流が生まれるなど、児童にとって豊かな創造力や想像力・思考力などが身につくほか、学習指導要領にある「特色ある学校づくり」の一助につながる。

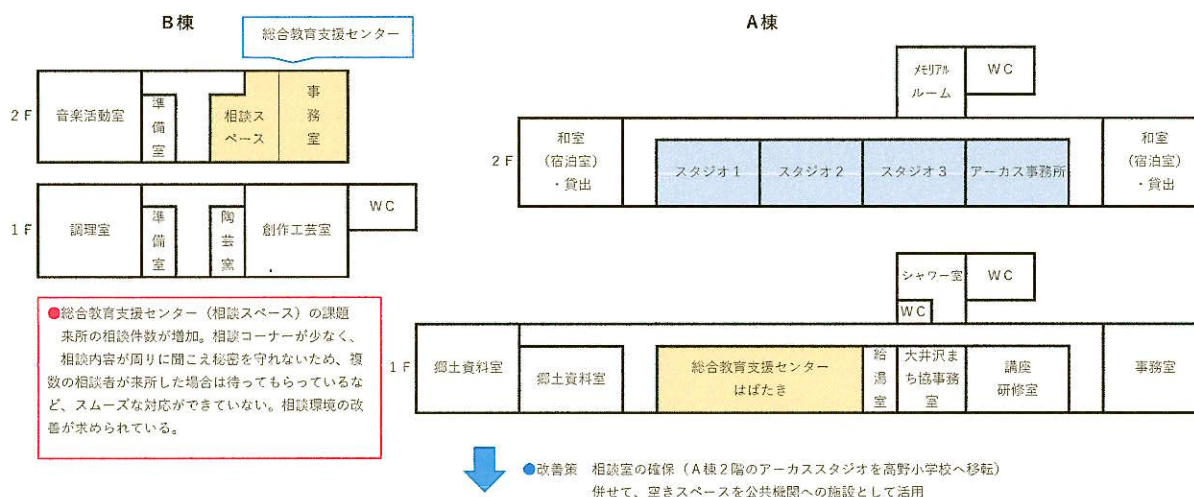


【変更前（R7.4.1現在）】

管理運営：守谷市シルバー人材センター

施設：講座研修室、和室2室、調理室、創作工芸室、陶芸窯、音楽活動室、調理室、郷土資料室2室、事務室

使用団体：守谷市総合教育支援センター（事務室、相談室、はばたき）、アーカススタジオ（事務所、創作室3室等）、大井沢まちづくり協議会（事務室）、市観光協会

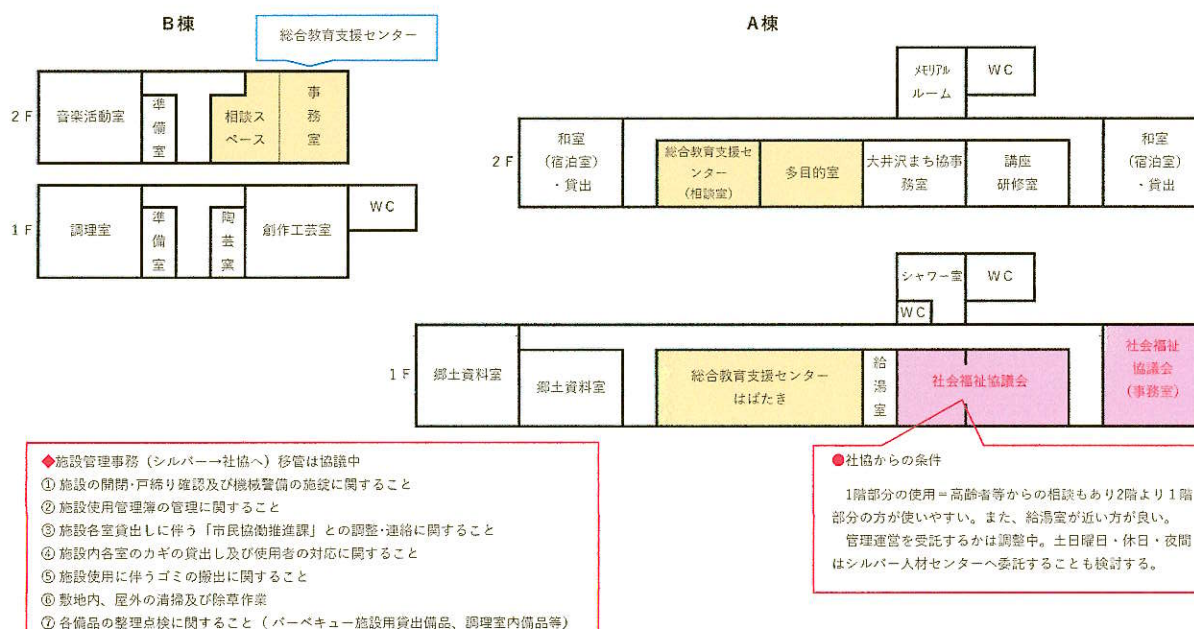


【変更後（予定）】

管理運営：社会福祉協議会 ※ 調整中

施設：講座研修室、和室2室、調理室、創作工芸室、陶芸窯、音楽活動室、調理室、郷土資料室2室、事務室

使用団体：守谷市総合教育支援センター（事務室、相談室2室、はばたき）、社会福祉協議会（活動内容・部屋数等は調整中）、大井沢まちづくり協議会（事務室）、市観光協会



守谷市文化・地域交流スペースの設置及び管理に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、守谷市文化・地域交流スペース（以下「交流スペース」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 交流スペースの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
守谷市文化・地域交流スペース	守谷市高野1342番地

（設置の目的）

第3条 交流スペースは、市民の生涯にわたる学習活動の推進及び芸術文化の振興並びに市民相互の交流の促進を図り、もって市民文化の発展に資することを目的とする。

（施設）

第4条 交流スペースに、次に掲げる施設を置く。

- （1）地域交流ルーム
- （2）レジデンスルーム

（管理）

第5条 交流スペースは、守谷市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

（職員）

第6条 交流スペースに事務職員その他必要な職員を置くことができる。

（使用の許可）

第7条 交流スペースを使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可の変更又は使用の取消しをしようとするときも同様とする。

2 前項の許可には、管理上必要な条件を付することができる。

（使用者の範囲）

第8条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）本市に居住する者
- （2）本市に所在する事業所に通勤する者
- （3）本市に所在する学校に通学する者
- （4）前3号に掲げる者のほか、委員会が適当と認めた者

（使用の制限）

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設若しくは設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 専ら営利を目的とした使用と認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は中止させ、若しくは変更させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (4) 虚偽の申請その他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。

2 前項の規定による使用の制限又は使用許可の取消しにより使用者に損失が生じても、委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第11条 生涯学習及び芸術文化の奨励に充てるため、使用料を徴収する。

2 使用者は、別表に定める額の使用料を使用許可書交付の際に納付しなければならない。

(使用料の免除又は返還)

第12条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、委員会規則で定めるところにより、免除又は返還することができる。

(特別の設備等)

第13条 使用者は、施設に特別の設備又は装飾を加えようとするときは、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に施設を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、施設の利用を終了したとき、又は第10条第1項の規定により使用を制限されたとき、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 前項の規定による経費は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第16条 使用者は、施設若しくはその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

協 議	頁 数
4 号	6

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による施設の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第11条関係）

交流スペース施設使用料

使用区分	単位	金額
地域交流ルーム1	1室につき1時間当たり	200円
地域交流ルーム2	1室につき1時間当たり	200円
レジデンスルーム1	1室につき1日当たり	1,200円
レジデンスルーム2	1室につき1日当たり	1,200円
レジデンスルーム3	1室につき1日当たり	1,200円
レジデンスルーム4	1室につき1日当たり	1,200円

備考

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 制作及び制作した作品の展示等の用に供する期間のレジデンスルームの使用は、1日当たり12時間を超えないものとする。
- 3 レジデンスルームの連続使用可能日数は15日とする。
- 4 レジデンスルームにおける制作及び制作した作品の展示等の用に供しない期間は、生涯学習及び地域活動等で使用できるものとし、1室につき1時間当たりの使用料を100円とする。